

秋田県と秋田ノーザンハピネッツ株式会社との連携協定書

秋田県（以下「甲」という。）と秋田ノーザンハピネッツを運営する秋田ノーザンハピネッツ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携により、スポーツの振興、地方創生の推進及び持続可能な地域社会の実現に資するとともに、乙の「B.LEAGUE PREMIER」への参入に向けて、相互の協力関係を強化し、取組を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、合理的に可能な範囲で相互に連携し、協力するものとする。

- (1) スポーツの普及及びスポーツを通じた県民の健康増進に関すること。
 - (2) スポーツを通じた交流人口及び関係人口の創出及び拡大に関すること。
 - (3) 地域の賑わいづくりに関すること。
 - (4) 子どもの居場所づくりその他地域共生社会の実現に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興、地方創生の推進及び持続可能な地域社会の実現に関すること。
- 2 前項に掲げるもののほか、甲及び乙は、乙が「B.LEAGUE PREMIER」への参入に当たってホームアリーナとする新県立体育馆の整備、運営及び乙のホームゲーム開催時の会場確保に関し、相互に連携し、協力するものとする。
- 3 甲及び乙は、前2項において相互に連携し、協力して取り組むことに合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 4 乙は、甲との協議により、第1項及び第2項に定める事項に係る取組の一部を乙の役員及び子会社に実施させることができる。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、本協定は、同一条件で更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の変更を申し出たときは、甲乙協議のうえ、書面を取り交わして本協定を変更することができる。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の秘密事項を第三者に開示し又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面により承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年2月5日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事

佐竹 敬久

乙 秋田県秋田市中通七丁目1番2-3号
秋田ノーザンゲートスクエア2階
秋田ノーザンハピネッツ株式会社
代表取締役社長

水野 勇気